

電子マニフェスト導入のメリットについて

株式会社要興業

営業部 営業開発 4 課 課長 岡野 智樹

◇企業プロフィール

「環境保全と循環型社会に貢献する企業であること」これが、当社の経営理念です。

昭和47年の創業以来、その理念に向かい、正正堂業を営んでまいりました。

時代と共に多様化する廃棄物処理問題。そんな廃棄物処理でお困りの方は、是非ご相談ください。必ず、お役に立つことができるはずで

◇企業概要

会社名：株式会社要興業

設立：1973年4月

所在地：東京都豊島区池袋2-14-8
池袋NSビル

従業員数：586名※パートアルバイト含む
(2016年3月末現在)

資本金：2億4,797万円

1. 要興業の廃棄物適正処理の取組み

弊社は、創業以来、廃棄物処理一筋で事業を展開しております。取扱品目は東京23区を中心に、オフィスや商業施設等の事業場から排出される廃棄物、医療廃棄物、食品リサイクルに対応した食品廃棄物、機密情報処理等となり、ほとんどのものがワンストップで対応できるのが大きな特徴です。また、東京23区内に自社リサイクル施設を保有し、お客様の廃棄物処理の悩みに対応しております。

また、適正処理に向けた社内教育も徹底しております。一例として、全ての回収車輛のデジタルタコグラフやドライブレコーダー画像を後日専任スタッフが目視で確認し、ドライバーの研修、ミーティングで徹底した安全運行指導を行っております。

さらに、お客様である排出事業者に対しても、弊社が独自に作成した廃棄物に関する基礎知識や法令に関する内容をまとめた小冊子を利用し、出張セミナーを積極的に実施しております。

2. 紙マニフェスト運用のデメリット

弊社では、電子マニフェスト導入を検討する中で、紙マニフェストの運用について、排出事業者には以下のようなデメリットがあると考えておりました。

- ① 5年間という長期にわたるマニフェスト伝票の保存
- ② マニフェスト伝票(A・B2・D・E票)の照合確認の手間
- ③ 年1回の産業廃棄物管理票交付等状況報告書の作成から提出
- ④ 万一マニフェスト伝票を紛失してしまった場合のコンプライアンス面でのリスク

特に、④のマニフェスト伝票の紛失は、非常に大きなリスクとなります。

また、紙マニフェストの運用は、弊社にとっても、以下のようなデメリットがあります。

- ① 専任スタッフ並びにマニフェスト保管スペースの確保
- ② マニフェスト返却費用等、事務コストが増大

3. 電子マニフェストの導入(Web方式)

そこで、まず弊社では、平成10年12月に電子マニフェスト(Web方式)を導入しました。紙マニフェスト運用時の事務負担の軽減等を期待しましたが、電子マニフェストを導入しても、運用面では排出事業者と弊社に以下のようなデメリットがありました。

●排出事業者のデメリット

- ① データ入力の手間(事務コストの増大)
- ② 外部ASP^{*}の利用では費用負担が大きい

●弊社のデメリット

排出事業者の入力データ不備による弊社業務の煩雑化

Web方式による電子マニフェストの導入は全体の約1割程度にとどまり、電子マニフェストの導入は遅々と進みませんでした。

^{*}ASP：電子マニフェストのEDI方式を活用して、利用者のニーズに応じたカスタマイズしたサービス等を提供する事業者

4. 自社システムの開発(EDI方式)

そして、電子マニフェストの導入を進めるために、弊社お取引先様へのサービスの一環として、平成23年9月にEDIシステムを自社にて独自開発しました(ASP名称：電子マニフェスト登録サポートシステム)。シス

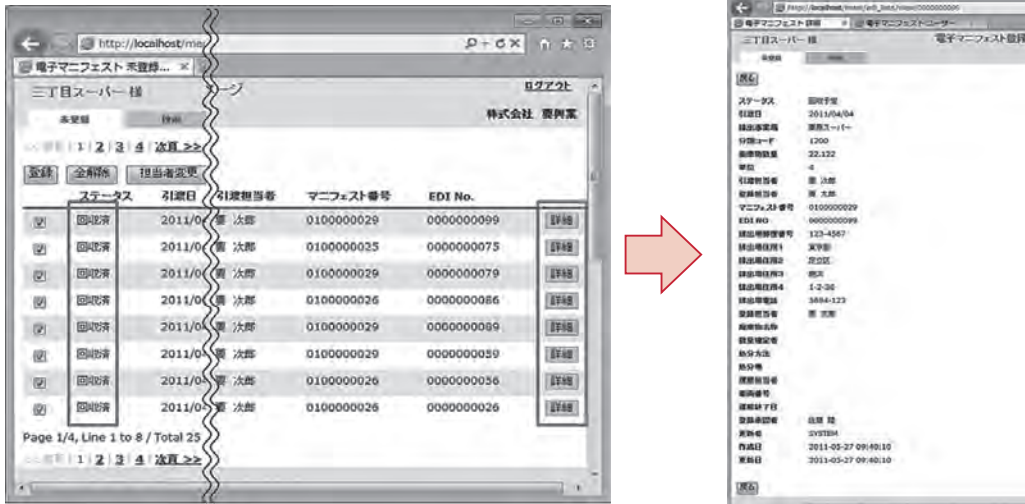


図1 電子マニフェスト登録サポートシステム マニフェスト情報の表示

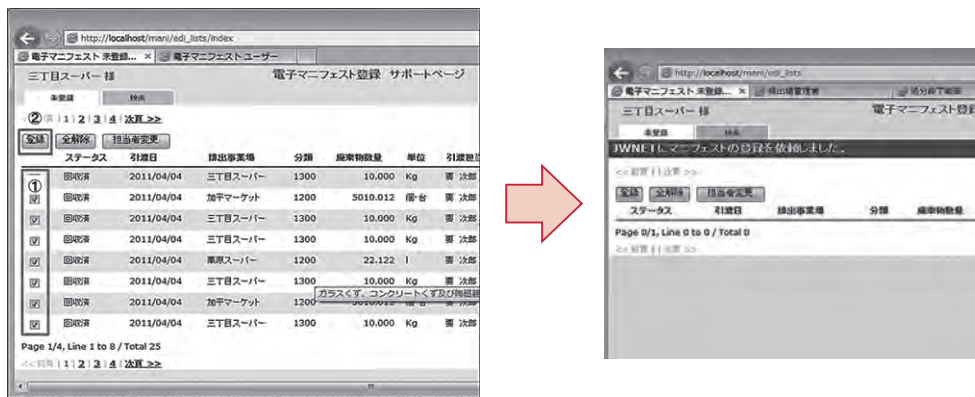


図2 電子マニフェスト登録サポートシステム マニフェスト情報の登録

テムの利用方法は以下になります。

(1) 廃棄物回収翌日にお客様へメールで案内（複数の担当者へのメール送信可能）

メールのURLから弊社のページへログインします。

(2) マニフェスト情報の表示

詳細ボタンから、登録内容を確認します(図1)。

(3) マニフェスト情報の登録

マニフェスト情報に問題がなければ、登録ボタンをクリックでJWNETにデータが送信されます(図2)。

EDIシステムの開発により、排出事業者と弊社に以下のようなメリットが得られました。

○排出事業者のメリット

- ① データ入力の手間がない(実質的にワンクリックのみでOK)
- ② 導入コストが劇的に安価
(最大でも月額1,050円 ※最低で月額150円より)

○弊社のメリット

運用における事務コストの大幅な削減

電子マニフェスト登録サポートシステムの開発により、電子マニフェストの導入率が劇的に上がり、現在では61.1%の電子マニフェスト導入率(EDI方式52.1%、

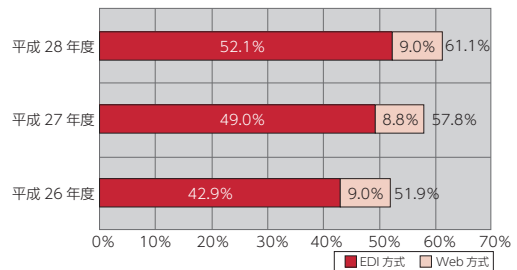


図3 電子マニフェスト導入率

Web方式9%) となっております(全体約5,700件中、平成28年6月現在、図3)。

このように、電子マニフェストの導入、特に自社でEDIシステムを開発したことで、排出事業者にも弊社にも大きなメリットが得られました。

弊社としましては、産廃マニフェストの運用に係る負担をITの活用で合理的に減らし、「事業活動に伴って排出された廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない」という、排出事業者としての責務を全う頂ける事を心より願っております。

今後も、廃棄物適正処理の実施、廃棄物適正処理の啓発活動等を進める中で、電子マニフェスト普及拡大に貢献したいと思っております。